

人材確保のため学生のインターンシップ受け入れを検討している中小企業者の皆さんへ

インターンシップ受入費用の一部を支援します！

妙高市インターンシップ受入促進事業助成金

妙高市では、市内事業所への若者の就労を促進するため、事業所が行う学生のインターンシップの受入れにかかる費用の一部を助成します。

◆助成対象者（次のいずれにも該当すること）

- ①市内で事業を営む中小企業者（個人事業主の場合は市内に住所がある者）
- ②インターンシップを2日間以上実施し、そのうち実施期間の半分を超える日数を対面での実施（オンラインでなく職場等で実施）をしていること。
- ③市税を滞納していないこと。
- ④妙高市暴力団排除条例（平成24年妙高市条例第7号）第2条に規定する暴力団員でないこと。

◆助成対象経費

インターンシップに参加する学生の負担を軽減するために行う支援に係る費用の額（交通費、宿泊費）。ただし、補助対象経費が他の補助事業の対象となっている場合は補助対象外。

助成対象経費	内容
交通費	公共交通機関を用いた交通費で最も経済的かつ合理的に算出された実費
宿泊費	インターンシップ開始日からインターンシップ終了日までの期間に利用した宿泊施設の宿泊費。ただし、1夜につき16,000円を上限とする。

※タクシー料金は対象外

◆助成金の額

助成対象経費の2分の1の額（1,000円未満切り捨て）

※助成金の限度額

学生が在籍する大学等の所在地	助成対象者へ助成する上限額（1人当たり）	
妙高市を除く新潟県内の市町村	実施期間が2日間の場合	16,000円
	実施期間が3日間の場合	24,000円
	実施期間が4日間の場合	32,000円
	実施期間が5日間以上の場合	40,000円
県外	実施期間が2日間の場合	30,000円
	実施期間が3日間の場合	45,000円
	実施期間が4日間の場合	60,000円
	実施期間が5日間以上の場合	75,000円

◆交付申請（実績報告）に必要な書類

- ①妙高市インターンシップ受入促進事業助成金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）
 - ②妙高市インターンシップ参加証明書兼領収書（別記様式第3号）
 - ③学生証の写し又は在学証明書
 - ④助成対象経費の支払い内容がわかる領収証や振込票等
 - ⑤インターンシップの実施が確認できる写真
- ※①、②の様式は市役所観光商工課にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

◆補助金申請手続きの流れ

- ①インターンシップが終了した日から1月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに上記申請書類を提出する。
- ②書類を審査し、内容が適正であれば「助成金交付決定通知書」を送付します。
※内容が不適正の場合は「助成金不交付決定通知書」を送付します。
- ③「助成金交付決定通知書」送付後に指定の口座に助成金を振り込みます。

◆その他

予算が上限に達した場合、年度途中であっても申請受付を終了します

◆お申込み・お問い合わせ先

〒944-8686 新潟県妙高市栄町5番1号
妙高市役所 観光商工課 商工・労働グループ
電話：0255-74-0019
E-mail：kankoshoko@city.myoko.niigata.jp